

○厚生労働省告示第二百七十六号

臨床検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和三年政令第二百二号）附則第二項の規定に基づき、臨床検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第二項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する研修を次のように定める。

令和三年七月九日

厚生労働大臣 田村 憲久

臨床検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第二項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する研修

臨床検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第二項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する研修は、同令による改正後の臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二十六号）第八条の二第二号及び第七号に掲げる行為に必要な知識及び技能を修得するための研修であつて、一般社団法人日本臨床衛生検査技師会が実施するものとする。